

こんにちは！

議会報告 No.12 / 平成 18 年 9 月定例議会 / H18.11.26
(バックナンバーはホームページでご覧いただけます)

印西市議会議員

ますだようこ

です

(会派 市民自治ネットワーク/無所属)

〒 270-1347 印西市内野 2-1-6-202 Tel&Fax 46-6809
URL : http://masuda-yoko.jp/



今年も残すところあとひと月ほど。日が暮れるのもどんどん早くなり、なんとなく気ばかり焦るこの頃ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

さて、9月定例議会は、9月7日から15日まで一般質問や議案審議が行われ、その後、決算審査特別委員会や常任委員会での請願審査、一部事務組合の議会などあり、10月10日にすべての議案を可決して閉会しました。主な議案の内容は以下のとおりです。

9月議会の主な議案

①専決処分の承認 2件

水道会計の補正予算（高利率の市債の借換え）と一般会計補正予算（県議会議員補選の予算）

②条例の制定 2件

中央駅前センター内にできた市民安全センターの設置管理条例 など

③条例の一部改正 3件

国民健康保険条例、国民健康保険税条例、監査委員条例

④補正予算 5件

一般会計、国保、老保、下水道、介護の各会計

⑤字の名称の変更 31地区

ニュータウン中央駅周辺で22地区、牧の原駅周辺で9地区

⑥市道の廃止と認定 計16路線

認定15路線（原山1丁目の戸建住宅街の街区内道路など）と廃止1路線

⑦17年度決算認定 6件

⑧人事の同意 2件

固定資産評価審査委員（新任）、教育委員（新任）

⑨契約の締結 1件

牧の原駅の自由通路整備工事を13億円で都市再生機構と随意契約

⑩損害賠償額の決定 3件

公用車の事故の賠償 など

⑪請願 1件（一部採択）

・保育園の保育時間延長及び病後児保育サービス設立に向けての請願

（各議案の詳しい内容については、ホームページにのせましたので、ご参照ください。）

またしても「引上げ」です

③の条例の一部改正のなかで、国保税条例が改定され、介護保険の2号保険料（40～65歳）が引上げになりました。これは印西市だけの問題ではなく、介護保険制度全体の財源不足によるもので、所得割の税率が0.95%→1.55%に、均等割額が9,500円→13,000円となります。

介護保険の財源は50%が税、50%が保険料です。そのうち19%に65歳以上の1号保険料が、31%に2号保険料があてられます。

現在の介護報酬の支払いを、割り当てられたとおりにまかなおうとすると、所得割税率を2.7%に、均等割額を17,000円まで引き上げなくてはなりません。この改定後も平成20年までは毎年約3,500万円の財源不足で、この赤字分は、国保会計を経由して、実質的には一般会計から補助されることとなります。

2回書いて何が悪い？

同じく③に、「監査委員条例」の一部改正があり

ます。今回の議案のなかで、私が唯一反対した議案です。

この改正の趣旨は、地方自治法が「人口25万人以下の市では監査委員は2人または3人」だったものが、「政令市以外の市は2人。ただし、条例で増やせる」と改正されたため、市の条例から、「監査委員の定数は2人」という記述を削除したものです。ひらたく言うと、自治法どおり2人なんだから、「2回も書くことはない」ので条例のほうは削りましょう、ということです。

でも、私は、「2回書いて何が悪いんだ？」と思うのです。

「そんな細かいことを」と思われるかもしれないし、「条例なんて生活からかけ離れたところにある」と感じている方も多いかもかもしれません。

でも、条例や規則は、皆さんが印西市のなかで生活したり、市役所も含め企業などが活動したりするのに必要なルールをきめたもので、私は、そのルールは「分かりやすい」にこしたことはないと思っています。

今回の改正で、例えば市民の皆さんが、「印西市の監査委員は何人いるんだ？」と思って調べたときに、市の条例をみただけでは分からないということになります。「市民に分かりやすい条例」はどうあるべきでしょうか。これからの時代、ぜひ考えていってほしい点です。

監査委員という制度

次に「監査委員」について少し掘り下げてみます。「監査」という言葉で、だいたいどんな仕事をしているのかは想像できると思います。

監査委員は、市の財務や経営、事業の管理などを監査する「独立機関」で、前述のように2人お



かれています。1人は議員から選出され（慣例で議長経験者）、もう1人は「人格高潔で識見のある」市民を市長が選任します。年1回以上の定期監査と毎月の

出納検査、また市民から監査請求があった場合などには特別監査も行っています。

委員が複数なのに「教育委員会」のように「会」がついていないのは、「合議制」ではなく「独任制」、つまり一人一人の委員の考えで活動できることに建前上はなっているからです。

* * *

監査委員は、決算審査を行った際、「審査意見書」を作成して公表しています。私が議員になった年の平成14年度決算の意見書は、とても形式的なもので、正直言って、「見てもあまり役に立たないな」と思ったものです。

しかし、その後徐々に改善され、今では、決算審査の「必読書」となりました。それは、出納検査的な監査から、経営管理にかかわる、踏み込んだ監査もされるようになってきたからで、監査委員と委員を支える事務局の努力を感じています。

しかし、一方で今の監査委員の身分は「非常勤」で、報酬は月額6万円（議会選出は4万2,000円）と、プロの仕事に応える待遇とは言いがたいものです。報酬を増やす、人数を増やす、常勤化するなどを検討していく必要があります。

これからの市民参加の時代は、多面的な行政情報の公開が求められます。そのためには、もっともっと監査制度も充実されて、公開される情報を充実させていく必要があります。今のところ、市のHPをみても、監査委員から公表された情報はゼロですが……。ぜひ改善を！

会派「市民自治ネットワーク」の議会報告会

12月3日（日）14:00～16:00 ふれあい文化館 研修室1

連絡先：ますだようこ（46-6809）、大津みほ子（42-8261）

監査委員事務局にも一言

監査委員を支える事務局には4人の職員が配置されています。独立機関とは言っても、職員は人事異動でたまたま「出向」してきたわけで、例えば、

以前は事務局長として、税の徴収率に厳しい意見書をまとめていた人が、人事異動で国保年金課長になり、今度は逆に徴収率を厳しく言われる立場になる、というのが現実です。現状ではしかたないことかもしれませんが、十



分な監査のための人事制度はどうあるべきでしょうか。監査にあたっては、される側が出したくない資料を提出させ、問題がある場合は是正を求める場面もあるでしょう。それらをお膳立てするのは事務局ですから、できれば

事務局長は、人事異動を心配する必要のない人をおくべきで、例えば、意欲ある定年退職者などが適任では？と思っています。監査制度の充実のために、人事制度も考えていってほしいと思います。



「ごみの減量」と「これからの合併」をテーマに一般質問しました。

* ごみの約4分の1は、お店や会社が出す「事業系ごみ」

先ごろ、廃棄物減量等推進審議会から「粗大ごみの有料化」が答申され、これまで無料の住民サービスだった「家庭から出るごみ」の収集・処理も、いずれ、費用の負担が求められることになりそうです（実施時期や詳細はまだ不明です）。

さて、現在、ごみ全体の22%は市内のお店や会社などが出す「事業系ごみ」です。そちらの資源化、減量化はどのくらい進んでいるのでしょうか。

「ごみ処理基本計画」では、市民、事業者、行政みんなで取り組む「全員参加型の資源循環地区」が基本理念です。はたして本当に「全員参加型」になっているのでしょうか。

粗大ごみを有料化して家庭から出るごみを抑制しても、お店や会社からのごみが増えれば、ごみ全体の減量にはなりません。家計に新たな負担が求められる前に、それらの状況を確認しておく必要があります。

私の質問	市（市長）の回答
市では、平成22年までに、家庭系ごみを14%、事業系ごみを30%削減する目標をもっているが、達成状況はどうか？	17年度と12年度を比較すると、家庭系は10%減り、事業系は25%増えた。ニュータウンに大型の商業施設ができたため、家庭ごみは市民に地道に取り組みでいただいた成果だと理解している。
家庭ごみでは、市が資源物を収集しているのですが、どのくらい資源化が進んでいるか把握できているだろうが、事業系ごみの資源化率は把握できているのか？	廃棄物処理法で、事業者は自らの責任で適正処理することが義務づけられている。市が把握できるシステムになっていない。
市民が一生懸命分別して家庭ごみが減っても、事業系が増えれば資源化率は下がる。事業系ごみの実態を調査したことはあるか？	していない。現段階では、事業系ごみの全体は不明の状態。
主だった事業所には「減量計画書」の提出を求めているはずだ。きちんと提出されているか？	49社に提出を指導しているが、8月末で8社が未提出。

* まずは提出書類や展開検査で実態を把握すること

事業系ごみは、排出実態がまったく把握されていないようです。以前にクリーンセンターを見学した際、ごみピットの前に、ビン、缶などの資源物が山積みされていました。これらは、おそらくリサイクルするよ

りも不燃ごみにしたほうがコストが安いために、クリーンセンターにもち込まれたものと思われます。実は、お店や会社に提出させている減量計画書には、そうした実態をうかがわせる記述がけっこうありました。

私の質問	市（市長）の回答
減量計画書に基づいて事業者にどのような指導をしているか？	提出時に指導しているが、踏み込んだ個別指導は今後の課題だ。
広島市は、事業ごみを集めてきたパッカー車の中身を一台一台展開検査して、資源物が混入していた場合は	昨年度は11回やったと聞いている。限られた人員での対応となるが、今後、商業施設は確実に増えるので

そのまま持ち帰らせるなど厳しく指導して、減量に成功した。印西クリーンセンターではどのくらいそうした展開検査をやっているのか？	しっかりと取り組んでいきたい。
----------------------------------------------------------------	-----------------

* まもなく合併の「新たな枠組み」が県から示されます！

2市2村の合併協議が破綻して2年以上たちました。「合併特例債」などの数々の「アメ」が盛り込まれた合併特例法も期限が過ぎ、「平成の大合併」の第一波は終わりました。17年度からは、合併新法がスタートし、更なる合併の推進が打ち出されています。それ

は、この印西地区も例外ではありません。まもなく知事が諮問している「合併推進審議会」の答申が予定されており、「新たな枠組み」が示されます。それを見据えて、本埜村、印旛村にも合併推進に向けた動きが出てきています。

私の質問	市長の回答
昨年10月に、県の担当課長から「印西市、印旛村、本埜村を同じ枠組みにしてよいか」というヒヤリングがあったと聞いたが、その後、県から何かあったか？	8月末に知事から、印西市、白井市、印旛村、本埜村の首長と懇談したいという要請があり、出席してきた。
推進審議会の方針では、住民投票で反対となった自治体も枠組みに入れることにしている。県は、前回と同じ2市2村の枠組みを考えていると解釈していいか？	その場の雰囲気、私自身が感じたところで言うとその通りだ。
枠組みが示されても、あれだけ反対票の多かった白井市が協議の席につくだろうか。短期的には、1市2村の合併を考えていくしかないのでは？	情報を集めているところで、踏み込んだ発言はできない。
本埜村議長から1市2村での合併をめざしたいという要望書が出されているし、8月には二村で「同一歩調をとって印西市に合併を要望していく」ことを確認している。正式な要望が来たらどうするのか？	市民、議会の意見を十分聞いた上での判断。答えは差し控えたい。
これからの合併は、前回の夢を描く合併とは明らかに質がちがいで、「生き残りをかけた合併」になる。合併に向かうのなら、もっとシビアに条件闘争していく必要はないか？	合併は信頼関係。条件を付して信頼関係が失われることも考えられる。合併は必要という認識はしているが、市民に市益になるという説明責任が果たせなければ、私も決断はできない。市民の盛り上がりも必要だ。
市民の利益を考えれば、もっとシビアに取り組まなくてはならない。メリットを探すよりもいかにデメリットを減らすか、ではないか。	私自身は市民に夢を与え続ける市政でありたい。短期的にはデメリットでも、長期的メリットがあればそれはデメリットではない。市民、議会の皆さんの合併に対する盛り上がりを待ちながら、議論の構築を望む。

次回12月定例議会は12月5日～19日の予定です。ぜひ傍聴を！